

令和 9 年度採用 登別市会計年度任用職員募集要項

1. 募集職種及び勤務条件等

別表のとおり

注意事項①

- ・すべての職種に年齢要件はありません。
- ・表中の報酬のほかに、費用弁償（通勤にかかる費用。勤務地まで片道 2 km 以上の方が対象）、時間外勤務手当に相当する報酬、期末手当、勤勉手当（該当の職種のみ）があります。
- ・社会保険の加入要件に該当する職種は、健康保険、厚生年金及び雇用保険の保険料を報酬から控除します。
- ・厚生年金等を受給している場合、給与収入により年金額の一部が減額されることがあります。（詳しくは年金事務所等にお問い合わせください。）
- ・勤務条件等は現在の計画案に基づくものであるため、変更が生じる可能性があります。

注意事項②

保育所、子育て支援センター、児童館・児童クラブ、小中学校勤務の職種に応募する方については、下記についてご確認ください。

- ・従事するにあたっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

上記のことから、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

2. 任用期間

令和 9 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日

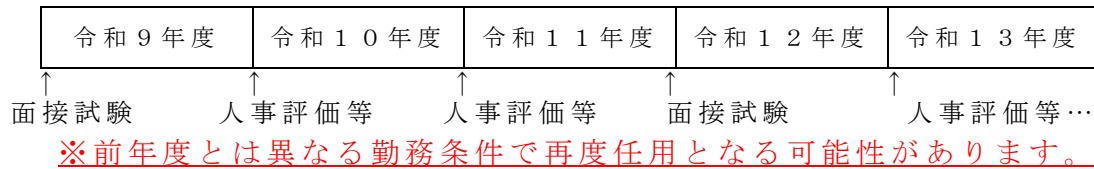
※任用の日から 1 か月は条件付き採用であり、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。

3. 再度の任用について

2 回目の再度任用までは人事評価等により翌年度の任用を決定します。3 回目の再度任用を希望する場合は、面接試験の受験が必要です。

なお、再度任用は会計年度任用職員としての任用を決定するものであり、同じ職種や勤務場所での任用を保証するものではありません。前年度と異なる勤務条件での任用となる可能性がありますので、ご承知おきください。

再度任用のイメージ



4. 申込方法

専用の申込書に必要事項を記入の上、人事グループ（市役所本庁舎 3 階）まで持参、もしくは郵送してください。

・申込書配布場所 人事グループ

・申込期限 令和 8 年 9 月 1 日（火）～ 9 月 30 日（水）

※受付は 9 時～ 17 時 30 分。

※土・日曜日、祝日は受け付けません。

※併願はできません。

※別表の「必要資格等」の欄で免許や資格を記載している場合は、資格証等の写しを添付してください。（資格証等の氏名が旧姓等の場合は、旧姓が確認できるものを併せて添付してください。）

5. 試験について

・試験方法 面接試験及び書類選考

・試験日時 10 月下旬以降（詳細は個別にご連絡します。）

・場 所 登別市役所

6. 試験の結果について

面接後、受験者全員に合否を文書で通知します。

7. 欠格条項について

地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当する方は、受験できません。

※地方公務員法抜粋

（欠格条項）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

など

8. その他

申込書の受理をもって正式な申し込みとなります。また、採用者が決定次第予告なく募集を締め切ります。

9. 問い合わせ

登別市中央町6丁目11番地

登別市総務部人事グループ（市役所本庁舎3階）

TEL（0143）85－1132